

勧告等措置区分（津波対策）
和歌山下津港、湯浅広港、由良港

区分：「**第二体制**」

「**津波警報・大津波警報**」発表時発出、措置内容

- (1) 在港各船舶は、直ちに荷役・作業を中止し、原則として港外避難すること。
なお、津波到達予想時刻までに港外避難を完了することが困難な船舶（予想される津波波高を勘案して安全に港外避難することが困難な船舶に限る。）及びタグボートによる離岸支援が不可欠な船舶は、可能な限り次に掲げる措置を講じ、乗組員等は最寄りの陸上避難場所へ避難すること。
 - ① 係留強化
 - ② 漏油防止措置
 - ③ 積荷の流出防止措置
- (2) 小型船舶は、可能な限り陸揚げ固縛又は係留強化すること。
- (3) (1)から(2)の措置をとるにあつては、人命の安全確保を最優先とすること。

区分：「**第一体制**」

「**津波注意報**」発表時発出、措置内容

- (1) 在港各船舶は、速やかに荷役・作業を中止し、必要な避難体制を整えること。
- (2) 小型船舶は、可能な限り陸揚げ固縛又は係留強化すること。

留意事項

避難船舶は、次の事項について留意すること。

- (1) 国際VHF無線を常時聴守するとともに、船舶電話等の通信手段を確保するものとする。
- (2) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置するものとする。
- (3) AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認するものとする。
- (4) 自船の避難状況、津波の状況及び津波来襲後の異常の有無等について、可能な限り陸上関係者に連絡するものとする。